

港湾法の改正に伴う 港湾の開発、利用及び保全並びに 開発保全航路の開発に関する基本方針の変更について

平成26年7月
国土交通省港湾局

I . 基本方針とは

基本方針とは

港湾法第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関して定める方針

基本方針の役割

①国の港湾行政の指針
(港湾法3条の2第1項)

②個別の港湾計画を定める際の指針
(港湾法3条の3第2項)

基本方針に定める事項(港湾法3条の2第2項)

I . 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

II . 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

III . 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項

IV . 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項

V . 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項

VI . 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

Ⅱ．基本方針の変更経緯

昭和48年 港湾法改正 基本方針の策定等を規定
昭和49年 基本方針告示（Ⅰ～Ⅲ章構成） 港湾法改正を受けて初めての基本方針策定

⋮

平成14年 交通政策審議会答申 「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」

平成16年 基本方針告示（Ⅰ～Ⅴ章構成）
コンテナ貨物量等の見通しを平成22年目標から平成27年目標に修正
スーパー中枢港湾、保安対策及び静脈物流等の新規施策を追加

平成17年 交通政策審議会答申 「地震に強い港湾のあり方」、「今後の港湾環境政策の基本的な方向について」、
「安全で経済的な港湾施設の整備・維持管理システムのあり方について」

平成20年度 交通政策審議会答申 「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方」、
「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方について」

平成20年 基本方針告示
基幹的広域防災拠点の整備、地球温暖化防止対策、港湾の施設の技術上の基準の性能規定化等の新規施策を追加

平成23年 港湾法改正 基本方針の規定内容に「港湾の効率的な運営」を追加

平成23年 基本方針告示（Ⅰ～Ⅵ章構成）
国際戦略港湾、港湾運営会社制度、国際バルク戦略港湾、津波防災対策等の新規施策を追加

平成24年 交通政策審議会防災部会答申 「港湾における地震・津波対策のあり方」

平成25年 港湾法改正

平成26年 基本方針告示
開発保全航路（待避機能）、緊急確保航路、港湾施設の適切な維持管理、港湾広域防災協議会、
特定貨物輸入拠点港湾、特定利用推進計画に関する記述を追加

平成26年 港湾法改正

Ⅲ. 基本方針の変更の概要

港湾法改正の背景

◆国際コンテナ戦略港湾における基幹航路維持・拡大のため、コンテナ船寄港コストの低減等が必要

- コンテナ船の大型化に伴う欧米基幹航路の寄港地の絞り込み、近隣諸港に劣る国際戦略港湾のコンテナ船寄港コスト、釜山港等での港湾近傍への流通加工機能を供えた物流施設の誘致によるロジスティクス・ハブ機能の強化により、全国に立地する企業の活動に不可欠な広域インフラである「阪神港、京浜港」への基幹航路の寄港が著しく減少している。
- 基幹航路の喪失は物流コストの増大を招き、我が国全体の産業立地競争力の低下につながる。

◆非常災害時における緊急物資等の輸送確保のため、耐震強化岸壁等に至る航路・泊地の機能確保が必要

- 大規模地震発生時に民有護岸等が被災し、大規模地震対策施設の機能を確保するための航路等が閉塞することで、緊急物資や燃油の輸送が困難になるとともに、サプライチェーンが分断されるおそれがある。

< 港湾法改正の内容 >

港湾法の一部を改正する法律(平成26年7月1日施行)

国際基幹航路を維持・拡大し、我が国の産業立地競争力を強化するため、国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対する国の出資を可能とするとともに、無利子貸付制度の対象施設に国際コンテナ戦略港湾の埠頭近傍の流通加工機能を伴う倉庫を追加する。

災害時における緊急物資輸送や燃油の供給を確保するため、民有護岸等の改良に対する無利子貸付制度を創設する。

< 基本方針の変更内容 >

- 「基幹航路の維持・拡大による我が国の産業立地競争力の強化」等に関する事項の記載
- 国・港湾管理者・民間の協働体制の構築による全国的・国際的視点で取り組むべき課題への対応について記載
- 港湾運営会社の財務基盤の強化を通じた設備投資の促進について記載
- 国際戦略港湾の埠頭近傍への流通加工機能を備えた物流施設の誘致・集積に関する記載

- 大規模地震対策施設に、従来の耐震強化岸壁に加え燃油供給に供する施設に関する事項を記載
- 大規模地震対策施設に至る水域施設沿いの民有護岸等の改良の促進に関する記載

基本方針変更のスケジュール（案）

答申・告示までの主な予定

平成26年	7月3日	交通政策審議会（諮問） 港湾分科会（付託）	（港湾法第3条の2第4項）
	8月上旬	港湾分科会（審議） パブリックコメント 等	
	11月	港湾分科会（審議） 交通政策審議会（答申）	（港湾法第3条の2第4項）
	11～12月	関係行政機関の長への協議 港湾管理者への意見照会	（港湾法第3条の2第4項） （港湾法第3条の2第5項）
	12月	基本方針変更告示	（港湾法第3条の2第6項）